

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時 平成25年2月8日(金)午後3時から午後5時

2 場所 東京地方裁判所第1会議室

3 参加者等

司会者 細田 啓介(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 齊藤 啓昭(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 島戸 純(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 横田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 福居 幸一(東京地方検察庁公判部検事)

検察官 山野下 純(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 山内 雅哉(東京弁護士会所属)

弁護士 三木 祥史(第一東京弁護士会所属)

弁護士 内藤 勇樹(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

東京地裁の裁判長をしております細田でございます。よろしくお願ひいたします。

今回は、裁判員としての職務に従事をしていただいた期間、評議まで含めてですね、10日以上かかった方においでをいただいております。そういう意味では、比較的長い裁判員裁判を経験された方にお話を伺おうという、こういう趣旨でお集まりをいただきました。

まずそれでは、1番さんから順に、どんな事件に携わったかというところを、一言ずつ、どうぞ御紹介ください。

1番

1番です。私が参加させていただいた裁判は、イラン人の麻薬の密売の事

件でありました。

最初は、こういうことは非常に初めてで、裁判の状況とか、あと流れとか、非常に全然わかんないで、もう本当に手探り状態でやらせていただいたんですけども、幸運なことに皆さんは本当に団結力があまして、非常によくさせていただいて、いい意味で非常に思い出に残った事件でした。

やっぱり、裁判員制度という形は、私は非常に賛成でして、そのプロの見方と、一般社会で活躍されている方々のその見方といいますかね、その両方を生かして審議するというのは非常に私は有効だと思うんですね。

私の周りには裁判員裁判で参加した方はいらっしゃらなかったんですけども、もし通知が来たら、勇気を出して参加するようにお勧めしたいと思います。

2 番

私の担当しました事件ですけども、外国人、やはり同じイラン人の密売組織による覚せい剤の密売と所持ですか、それに関する事件でした。

3 番

3番です。私が関わったのは、強盗強姦事件2件ですかね、でした。

テレビと違って、その現場が見えない状況で、証拠という中で出されたものでどうやって判断していくんだろうということで、公判以外で何か情報を集めたいという欲求が自分の中に生まれてしまうんですけど、そういうことじゃなくて、裁判そのものは、そこで必要な情報は自分で聞いて知ること、またそこで出されたものだけで判断することというので、その辺を注視しながらというんですかね、評議してみんなで話し合っって結論を出すということだったんですけど、自分の普段の生活からすると、物足りないものは自分で調べればいいという感覚になるんですけど、やはりそれが人から出されたものだけで判断しなきゃいけないというもどかしさがすごくあったというふう

に記憶しています。

4 番

4 番です。私が参加させていただいた事件は、監禁と強盗と強姦で、犯人グループが4人いるうちの主力とされる1人の男性の方が、グループの中で一番権力を持った人だったのかどうかというような話の事件でした。

5 番

皆様、こんにちは。私は、5年ぐらい前なんですかね、金属の強奪っていうか、6人の、中国人が4人で日本人が2人のあれで、私、そのとき新聞読んで見てたんですね。もうすごい、私、こういう裁判に来たということ、そういう事件で、殴ったり、縛ったり、口をふさいだり、それで金属を3,000万相当盗んだんですね。それを中国人と日本人の方2人が主犯みたいで、山分けしたっていう、そういう事件でした。すごいちょっと怖い感じで、感じました。

司会者

罪の名前としては、建造物侵入、強盗致傷などということですかね。

5 番

はい。

6 番

私は、覚せい剤、日本へ持ち込む密輸の事件でした。新聞で報道されていまして、とても興味があって、とても選ばれたことに対してはよかったなと思っています。

7 番

私は、昨年8月にシンガポール国籍の女性が覚せい剤を密輸したという罪の裁判に裁判員として参加しました。実際、その3週間ほどですね、期間として参加しまして、今まで馴染みがなかったその法廷ですとか刑事事件というのかかわって、非常に貴重な経験になったと思います。

実際にその法廷で出る資料，証拠などに今まで触れたことなかったんで，すごい新鮮な感覚で裁判員に参加することができたと思いました。

8 番

私のほうも外国人，イラン人の方による麻薬の密売の事件，そして出入国の在留期間経過のところ，出入国違反のところの罪名のほうもございました。

やはりこういった裁判は初めて経験いたしましたので，よい経験になりました。

司会者

ありがとうございました。

今お聞きになったとおり，バラエティーのある事件に参加していただいた方にきょうお集まりいただいております。

外国人が被告人の事件に携わった方は，1番，2番，6番，7番，8番ということです。3番，4番，5番は日本人が被告人の事件の方でした。

それから，罪名的に言いますと，麻薬あるいは覚せい剤の関連の犯罪が中心となった事件については，1番，2番，6番，7番，8番ということになりますね。外国人が被告人の事件は麻薬，覚せい剤がからんだ事件の方でした。3番は，住居侵入，強姦，強盗強姦などですね。4番は，逮捕監禁とか強盗致傷とか強盗，それから強盗強姦も入っておりますですね。それから，5番，建造物侵入，強盗致傷などということになっています。

結論も分かれておりまして，6番，7番の事件は無罪という結論でした。その他の方々は有罪という結論になっております。

本日は，これから，長期間裁判員を務めることについてどういう御苦労があったかというようなところをお伺いをしたいというふうにまず思っております。

その後，長い期間の審理についてどのような御感想，御意見をお持ちかということについてもお伺いをしていきたいなというふうに思っております。

きょうお集まりいただいているのは十何日間という感じの方々になっています。実際には、例えばお休みを挟んだりして三、四週間かかっているという方もいらっしゃるというふうに聞いております。

まず、それを前提に最初の質問に入らせていただくんですが、長い期間を予定しなければいけないということで、スケジュール調整で御苦労されたというようなことがおありになる方ですね、もしいらっしゃいましたら御紹介いただきたいんですが。

3 番

私の場合は休みを挟んで丸2週間ということで、最初から2週間というのを聞いていて、これよりも長いと、やはり仕事のこととか非常に気になるんですけど、2週間というのはぎりぎり自分の中で仕事が調整できる範囲だなということで受け入れられると思っていました。

ただ、2週間になりますと……。家族のこととかがって話もありましたけど、家族とはほとんどこの間会話しなかったですね。人から聞いたこととか余計なことしゃべっちゃいけないというのもあるでしょうし、やはり家族に心配かけちゃいけないというのもあったので、家族とはほとんどしゃべってない。もちろん仕事もしなきゃいけないので、評議が終わった後、会社に行ってというのはあるんですけど、そのときも仕事に集中してというんですかね。ふだん結構冗談とか無駄口を言うことが多いんですけど、そういうことを控えていたということ。

あと、自分の生活で一番変わったのが、その2週間の間お酒を飲まなかったですね。やはり評議が、公判そのものが結構スケジュールが細かく決められていて、やはり補欠の方はいらっしゃるとはいっても、自分が時間に間に合わなかったらやはり迷惑かけるというのがあったので、それは絶対しなきゃいけないと思ってということを含めて、2週間禁酒をしましたね。それぐらいですかね。

司会者

2週間の禁酒というのは、場合によっては非常にきついことかもしれません。自分自身を何とか戒められたところがあったということですかね。

7番

私の場合、選任手続があった日が週末の金曜日でありまして、その翌週からすぐに法廷の審理が始まりましたので、その翌週すぐに始まるまでの期間が少し短かった分、裁判員になるというふうに決定、決まってから法廷が始まるのがすごい短く感じられたのが、ちょっと、もう少し長くとったほうがよかったと思いました。

司会者

今、7番さんからお話があったんですけど、選任手続から実際に裁判が始まるまでですね。選任されたその日に裁判が始まった方はいらっしゃいますか。さすがにないですかね、この中には。

今は週末を挟んでということですが、土日を除くと、選任された翌日から始まったという方はどのくらいいらっしゃいますか。そうすると、1番、3番、4番、7番、8番ですね。

2番さんは、間にどのくらいあったんですか。

2番

ちょっと記憶が定かでないんで。

司会者

5番さんは御記憶ありますか。

5番

あいていましたね。3日ぐらい、3日か4日ありましたね。

司会者

6番さん、御記憶ありますか。

6番

恐らく週末ぐらいに決まって、週明けから。

司会者

そうすると、土日を除くと、ひょっとしたら間があいてないかもしれないということですかね。

選任がされてすぐに公判が始まると、スケジュール調整的に辛いというのと、それからもう一つは、恐らくは心の準備的に辛いという御意見もあるかもしれませんが、こちら辺も含めて何か御意見ある方、いかがでしょう。

8 番

さまざまな立場の方がいらっしゃるので一概には言えないかと思うんですけども、自分の仕事としては、やっぱり選任されて、その選任された日が2時半だか3時ぐらいには多分終わったと思うんですけども、それから職場に行って、私は10日間、間を挟んで2週間ちょっとになるのかな。その全部を公休の手続をとってスケジュール調整等をするのに1時間ぐらいしか時間がなかったんで、いろんな手配するのが本当に大変でした。結局手配が終わらなかったんで、毎日職場に戻ったりしながら、水曜日の休みはすごく貴重で、そこに全部会議を入れてという調整をしたので、まずは休みは絶対週に1回はないと困るなということと、もうあと30分本当だったら毎日審理が早く終わると、職場に行ったときに引き継ぎができてよかったかなというのはありますけれども、抽選の後、1日おいてスタートぐらいだと私はちょうどよかったかなと。あんまり間があくと、何かどんな事件かというタイトルというか、大まかなタイトルぐらいのところまではわかっているので、何か余計ないろんなことを調べちゃいそうで、そういう意味ではあんまり間をあかないほうがいいし、次はちょっと辛かったかなという気持ちがあります。

2 番

ちょっとお聞きしたいと思ったんですけども、日程については、選任の

手続の、集まってくださいというお手紙をいただいたときに、確か日程が入っていたような気がするんですけども、入っていましたっけ。

司会者

裁判員選任のお知らせに、何日から何日までの予定で公判審理などを行いますという日程は入れさせていただいております。

2 番

なので、うちの場合には大体それで仕事のほうのところは一応考えてやって来られたと思いました。

司会者

2 番さんはあらかじめ選任の前にもう既にスケジュール調整を済ませていらっしゃるということですかね。

2 番

はい。

司会者

逆に、完璧にスケジュール調整をして選任手続に来ただけで、実はくじ外れちゃったというときにですね、あれってというような感じになるかどうかというところ、いかがでしょうかね。

3 番

まさしくそれですね、たまたま私の上司が裁判員候補に選ばれて、結局呼ばれなかったというのがその前の年にあったので。私の上司はすごいやりたかったらしくて、私がおのがきが来たよというのを11月に言ったときに、選ばれたらぜひ行けと、仕事は調整すればいいということで、最初に日程もらったときにそれを相談して、もう最初から仕事を逆にあけられちゃったんで、抽選のときは、本当は気持ち的に自分は余りやりたいと思ってなかったんで、できることなら行きたくないと思っていたんですけど、抽選の当日はもう絶対に選ばれるつもりで行って、もしそれで選ばれてなければ多分

2週間ぐらい仕事がなかったかもしれません。

ちなみに、さっきは禁酒しているって言いましたけど、お客さんの接待というのは全部断っちゃったので、それももう一回行けたかもしれないですけど。

司会者

職場の理解が非常によろしいところと厳しいところで大分実は環境的な差異があるかもしれないんですが、実際、裁判員裁判の選任手続にいらっしやっただけで選ばれなかった方々のアンケートを読みますと、一生懸命スケジュール調整してきたのに選ばれなかったのは残念だとか、選ばれない人もいるのにこんなに大勢呼ぶのが必要なのかというような御意見を頂戴することもあります。

これは言い訳ではないんですが、法律上、ある程度多めに呼ばないといけない仕組みになっていまして、そこはいつも裁判所のほうでは申し訳ないなというふうに思っております。

ただ、必要以上に多めに来ていただくということはないように我々も努力をしております。

ちょっと話がそれてしまったんですが、スケジュール調整以外に、この長い期間裁判所においでいただくということで、御負担なり、あるいは御不便なり、あるいは御感想をお持ちの方がいらっしやいましたら次にお伺いしたいと思いますが。

1番

スケジュール調整ももちろんなんですけれども、その心のメンテナンスというか、いざ終わって普段の生活に戻るとき、やっぱり何かこういつもと違う状態だったのを記憶しております。やっぱり人を裁くというか、そういうことを、素人の私の意見が本当にこれで正しかったのかなという、何かちょっと自分を責めちゃう部分があったりとか、ああいう質問はよくなかったん

じゃないかなみたいなこととか，あと実際終わって判決が出て，自分の私生活に戻ったときに，やっぱり何かこう釈然としないというか，すっきりしないというか，そういうことは確かにありました。

でも，これはしょうがないと思います。やっぱりそれを覚悟で私も引き受けた部分がありますし，私の家族にもそう伝えてあったので，多少の，心のリスクというのは致し方ないんじゃないかなと思います。

司会者

長期間の審理に限らず，やはり裁判員を務めること自体の心理的な負担というのは確かにおありになるというふうに思いますし，我々職業裁判官も非常に緊張するということがありますし，緊張を逆に失ってはいけないというふうにも思っていますが，私も今回いらっしゃった皆さんの判決書を読ませていただいたんですけども，非常に，評議で一生懸命議論をされている跡がありありと出ておりました。そういう意味では，あれだけ評議を尽くした後でそういう結論になったということですので，そこら辺は，いろいろと緊張したことはあったとしても，やはり達成感というのを持っていただけではないかなというふうに思っています。

4 番

間に休みを入れて1か月間参加させていただいたんですけども，ちょうど参加させていただいてから真ん中ぐらい，2週間目ぐらいのときに，基本的に朝から夕方まで参加させていただいたんですけども，ちょうど携帯電話が壊れてしまいまして，参加させていただいたことで仕事のスケジュール的なもので支障は起きてなかったんですけども，携帯電話を使うということが休みの時間内であったりしたので，結局携帯電話を買いかえるにしても，その日の裁判員の仕事が終わった後，夕方以降という形になってしまったので，その点がちょっと厳しいかな。たまたま私の場合は携帯電話というだけだったので買い換えればという話だったんですけども，仕事以外の緊急的なこ

とが起きたときにどうすればよかったのかなという疑問はありました。

司会者

皆様のスケジュールを拘束してしまうという制度であるということで、法廷の時間なんか余裕のあるような日程が組めればいいんですけども、なかなかその事件の都合でいろいろあったりするところではありますが。

例えば家事をやっていらっしゃる方は御家族の理解を得るのが大変だと思うんですが、特に今日おいでの皆様はそこら辺は大丈夫だったでしょうか。はい。

その他、心理的な面、あるいは健康面とかですね、御負担のあった方はいらっしゃいますか。

1 番

今は随分よくなったんですけど、私メンタルな病気をちょっと併発していることもありまして、非常にちょっと迷ったんですね。過度なプレッシャーがかかると出てしまったりとかするので、実は薬を飲みながら参加させていただいたんですけども、その辺をもうちょっと何かこう、理解をしていただくと、うれしいなというか。そういう病気を持っていなくても、非常にかなりプレッシャーがかかると思うんですね。人前でこうしゃべったりとか意見を言ったりとか質問をしたりというのは。もしかしたらそういう病気を持っていなくても併発しちゃったりとか、そういう可能性もあると思うので、一応そういうメンタルケアみたいなものがあったんですけども、やっぱりその辺もすごくちゃんとしててすばらしいと思うんですけども、やっぱり実際自分自身が病気があったりなんかすると、すごく不安だったのは確かです。

司会者

メンタルサポートという制度の御案内とかもさせていただいているんですが、今1番さんがおっしゃったようなことを裁判所のほうでケアするとすると、例えば具体的にどういうふうなことをしていけばいいでしょうかね。

1 番

やっぱり自分でもその体調というのは読めない部分もありますので、ちょっと質問ができてないなというような、ちょっとこう、ケアしてもらおうというか、ちょっと休んでいていいよというか、そういうことを公表したほうが私もよかったのかもしれないんですけども、できるだけそういう私情は持ち込んじゃいけないんじゃないかなと思ひまして伏せておいたんですけども、その辺のジャッジが非常に実は迷ってしまっていて、自分の判断ではやっぱり最後まで言わないでおこうという形になってしまったんですけど、もしそういうことがもうちょっと公に言えたりなんかすると楽だったかもしれないです。

司会者

裁判所のほうとしても、やはりそういう個人的なことでもお申し出をいただきやすいような雰囲気づくりとか、あるいはそういうところをお持ちでない方でもそれはプレッシャーはかかりますので、多めに休憩を入れるとか、いろんな工夫ができるかもしれないですね。

その他、何でもいいですけど、こんな御苦労があったというのはございますか。

5 番

裁判やっている最中に、私は眠くならなかったんですけど、学生が居眠りしてて、被告の方ににらまれまして、私も驚いちゃいましてね。すごいい怖い思いをしました。

私はここに受かったというのが不思議なんです。息子たちが、「えっ、何でおふくろが。え、そんなことあんのか。」って。私も本当に申し訳ない気持ちでここへ参加させていただきましたけど、すごく皆さんがいい方で、すごいい頭の運動じゃないんですけど、ぼけ防止みたいに、すごく若い人たちと評議ができてまして、すごく楽しいと言っちゃいけませんよね、裁判で

すから。でも，すごくいい時間でした，私にとっては。

それで，朝も1番か2番に，もう30分，1時間前に私はここへ入りまして，もうお茶飲んだり，設備がよくできていますし，私は本当に最高に過ごさせていただきました。ありがとうございました。

司会者

確かに長い審理に臨んでいますと，法廷で緊張が続き過ぎる反面か，やっぱりちょっと眠くなってしまうというようなことが人によってはあるかもしれないですね。ただ，そこは，裁判員を眠らせるような法廷活動をしている裁判所，あるいは検察官，弁護人の責任かもしれないですね。何でこんなことを聞いているのかなとかよくわかんない質問が続くと，眠くなっちゃうということはあるかもしれないので，やはりちゃんと，今こんな大事なことを聞いているということが分かるような法廷活動を我々やんなきゃいけないかなというふうに思います。

6番

今の話の続きで，やっぱり外人を裁く上で，通訳を介しての時間帯のその空白というのがとても眠くなる感じでした。皆さんおやりになっていたことは，ずっととりあえずしゃべっていることをずっと書き写すということで幾分その眠気を和らげるということを覚えましたので，後半はずっとそれをして，なるべく寝ないようにはしてきました。

でも，思ったのは，やっぱり通訳を介して裁判をするということに対しての，初めての経験だったんでわかんないんですけど，僕が思うのは，もちろん通訳の方は大変ちゃんと通訳しているんだろうと思いますけれど，その辺のところの確認というのがものすごく感じられなかったのを，いかにもっと明確な，何となくみんながわかるような方法はないものかと。今後その裁判，外人を裁くときに，もちろんこれからもどんどんどん外人を裁くことが多くなると思います。そのときにその検察の方も，裁判する方の裁判長の方

も、みんなその言葉、言語ですごく弊害を感じていらっしゃる方、ものすごく多いと思いますんで、その辺の弊害をいかに取り除いて裁判に臨むということが、せっかくこうやって経費をかけて自分たち選んでいただいて参加させていただいた、の感想としては、そういうところは随分あります。

それともう一つ、裁判員に選ばれまして、報酬というか、謝金をいただきました。本当に税金からいただいてとてもありがたいんですけど、その額としては少ないと思います。一日皆さんいらっしゃって、ほかの方たちの日当って幾らだろうということを考えました場合、裁判員というのを宣誓してその期間は裁判員になっていますんで、その割にはちょっと報酬が少ないんじゃないかということをちょっと考えました。失礼しました。

司会者

裁判員の旅費日当についての御意見まで幅広い御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。ちょっとそこら辺については私個人ではコメントはできかねますけれども、やはりそういった御意見があるということは受け止めてまいりたいというふうに思います。

それでは、次の話題に行く前にお伺いをしたいところなんですが、皆さん、何日以上だったらもう自分は無理というところをお伺いしたいと思うんですね。十何日間お務めになった経験も踏まえて、お答えをいただきたいんですけど。

8 番

自分の職場的には多分1カ月ぐらいでも大丈夫だと思うんですけども、立場的というか、というと、実を言うと、判こを押さないと次に仕事が進まないいろんな書類がありますよね。その関係で言うと、毎日職場に戻るのはかなりきつかったので、そういう意味では個人的にはやっぱり今の10日というのが精いっぱいだったかなという気はします。

7 番

自分が裁判員やったのは3週間ほどの期間ではあったんですけども、確かにこれよりも長く4週間超えると、もう、ちょっと、実際のその分も終わった後に仕事に戻る際とかも感覚的に難しいのかなとも思います。

6番

今、現在退職していますんで、1年でも2年でも。国が望む年数やらせていただきたいと思います。

5番

私も毎日遊んでる身分なので幾日でも結構ですけど。年が年なもんですから、それだけです。

4番

自営業で働いているので、この参加させていただいたときも、ちょっと人を他に雇って仕事のほうをしていたので、1カ月ほどのスケジュールの中では問題はなかったのですが、推測にはなってしまうんですけど、3カ月ぐらいであれば問題はなかったかなと。でも、審理だとか評議だとかしている間に、その合間合間で休憩をいただいたときに、もうちょっと電話をできる場所っていうんですかね、があれば3カ月ぐらいはいけたのかなというように思いました。

3番

私は、先ほど申し上げたように、やっぱり2週間ぐらいが限界かなと思っています。

ちょっとだけすみません。さっきの話に近いことで一個だけ言いたいことがあったんで言っていいですか。

裁判員の案内のDVDもったりだとか、裁判員制度ってこんなだよというのを自分で理解していたので、ほとんどが裁判員に選ばれた人同士での評議のイメージだったんですね。それが、一番最初にもありましたけど、抽選で選ばれて、翌日からいきなり法廷に出るって言われて、ちょっと皆さん

居眠りとかって言われているので結構私と精神状態が違うのかなって思っていますけど、私はもう本当にその壇上にいきなり上げられて、いわゆる誰が座っているか分かんない傍聴席満員の人たち、ましてやたまたま座った側が被告人側っていうんですかね。本当に目と鼻の先に被告人がいて、被告人の入れ墨の写真見せられたりとかしていると、やっぱりすごいプレッシャーで、それが精神的にやっぱりしんどかったんですね。

そもそも公判にその場に出て、顔をさらして、何で座ってなきゃいけないのかどうかというのを、非常に後々疑問に思いました。さっきも話があったように、その質問とかという面についても、評議の席で話していて、こういうことが疑問ですねって気軽に言うと、じゃあそれを公判で聞いてみてくださいというようなことを言われるので、結構評議自体の中でみんなが思っているけど、公判で自分が発言しなきゃいけないというプレッシャーがあって、質問したいことが質問できなかった人が中にあるのかなという気がしました。

すみません、これはさっきの精神的負担の話のところちょっと言いたかったんで・・・。言いました。

私自身はさっき申し上げたように2週間ぐらい。公判の1週間というのは、もうあれは本当に精神的に限界だったと思うので、公判が1週間以上続いたら、多分何らかのやっぱり精神的な障害が起きていたかもしれないということが私自身です。

ちょっと、私の裁判に出ていた裁判員の方の、今、月に1回交流して、半分ぐらいの人とは交流しているんですけど、その中で皆さんが言っていたのが、セールスやっている人で、さっき電話をする場っていう話がありましたけど、結構電話がお客さんからかかってくるというのがあって、その対応で結構苦労してみえてという方とか、あと介護士の若い方が、2週間だから何とか頑張ろうって言って、その2週間の間に徹夜の夜勤が3日ぐらいあってみたいなこともあったりしたので、やはりそういう方々にとっても余り長く

なるとどうしても参加できないって言わざるを得ないような状況が生まれていたのかなと思いました。

2 番

私としては、終わらなければ、終わるまでやらなければならないという気持ちで臨んでいました。

それで、あと、お仕事を持っている方に関しては、やはり1カ月が限度なのかなというような、裁判員同士でお話をしたこともありました。

あと、携帯のことですけれども、やはりお休み時間は携帯タイムになってしまって、家の仕事とのいろいろ、私たちぐらいの年代になると、やはりちょっと人を動かすような立場になってきますので、そこら辺の責任とかっていうのもありますので、どうしても携帯の時間は欲しいかなと思います。

で、意外とつながらないんですね、中で。つながる場所を探しながら、探しながら、電話していたのがありました。

それからあと、一日とてもすごく緊張をしていますんで、最初のうちは流れに任せてなんですけれども、後半になりますと、やはりエネルギーが欠乏してきまして、一日でもやはり午後は特に甘いものが欲しくなるというぐらいの感じで、やはりちょっと頭の中のちょっといろいろと、しどろもどろじゃないですけれども、考えがまとまらなかつたりとかするようなところもありました。

それなので、やっぱり、期間としてはできると思いますけれども、一日の中でもやはりちょっと考えがまとまる時間と、やっぱりちょっと散漫になる時間というのがあって、その辺のところもちょっと考慮に入れていただけたらと思いました。

1 番

もちろん期間の問題も非常に大事だと思うんですね。その人の職業とか、年齢、性別、健康状態などを含め、もちろん10日でも長いつて思う方もい

らっしゃるかもしれないし、10日じゃ短かったと思う方もいらっしゃると思うんです。

私は音楽関係の仕事をしていまして、自宅でパソコンなり、スタジオに行ったりとか、本番に行ったりとか、そういう作業をもう全てキャンセルして今回の裁判に臨んだので、もうまるっきりそこはあいた状態なので、もう100パーセント裁判に集中できる環境を自分でつくったんですけれども、正直やっぱり、期間というよりは、内容、事件の内容っていうんですかね。これがもし殺人事件で10日間だっていたらどうかなと思ったら、しんどかったと思います。薬物売買の事件で、10日で、頑張っって何とかいけるかなということだったんですけれども、何人も殺しちゃったような事件をもし任されたとなったら、期間ももちろん長いでしょうけれども、その事件の内容によってのその心の負担というんですかね、そっちのほうを私は懸念します。

司会者

裁判所のほうも、やはり裁判員裁判の審理期間のあり方、それだけじゃなくて、その中の一日一日のあり方ですね。こういったものについてやっぱりよく考えていかなければいけないというのが分かりました。

では続いて、今度は審理の中身的な問題に移っていきたいと思います。時間も大分経ってしまいましたので、皆様にはあらかじめ冒頭陳述、証拠調べの内容、証拠書類とか証人の尋問とかと、それから最後に、論告弁論を分けてお尋ねする予定ではあったんですけれども、ちょっと時間もありませんので、もうどの点からでも結構でございますので、法廷の活動について御意見をいただくとありがたいと思います。特に、長い期間かかった上で最後に話し合いをしますのです、例えば初日にどんなことをやったかとか、覚えておいて評議に臨まなきゃいけないんですけど、ちゃんとそういったことが頭に残っているかとか、あるいは頭に残すために検察官や弁護人はどんな工夫をしていたか、ここはよかった、あるいはここはもう少しちょっと頑張っってほしか

ったというようなことがありましたらちょっとお尋ねをしたいんですが。

3 番

やはり法廷で聞いたことって、一生懸命書き留めるんですけど、裁判員の人、我々 8 人全員が一生懸命書いているつもりなんですけど、それをどう受け取ったかというのを評議の席でもう一回それを言ってみると、意外と抜けている部分があったりだとか、自分たちの先入観でこうだっというのを勝手に補足していたりというようなところがあって、評議の中で、「こうやって言ったよね」って誰かが言ったことに対して、「そうじゃなくてこうじゃなかった」みたいなことは、やっぱり結構頻繁に起きていました。その都度、裁判の記録を撮っている、ええと録音してあるでしょう。それを、余り頻繁にこれやると進行に時間がかかるということもあったので、どっちかはっきりしないものについてはそういうものを見せていただいて、聞かせていただいて、確認するような場面は何度かありました。特に状況をあらわすようなところで、いわゆる証人が何を言ったかとかっていうところに関しては、何度かそういうことをした記憶はあります。

8 番

公判の中で、電話傍受のところを証拠で検察官の方々が、誰が誰をやるかという役割分担をそれぞれして、AさんとBさんとCさんが、Aさんがこう言ったらCさんがこう言い返したみたいな電話傍受のところがあったんですね。はっきり申し上げて、初めて会った方々ですので、検察官の方々。誰がどう、声に差が余りなかったもので、何かよく差が分からなかったというのもありますし、電話傍受のやつだけは、資料として文字で私たちは見れなかったもので、「あんどき、電話傍受のときってこう言ってたよね」という何か記憶力のテストみたいになってしまって、すごく記憶のいい人が、「いや、そうじゃなくてこうだった」とかっていうふうなことを教えていただいて、そうだそうだというふうになってしまったりだとか、実は裁判官の方で持って

いらっしゃる方いらしたみたいなんですけど，できたら電話傍受のところと
いうのも文字で私たちも確認できれば，だれが何を言ったってもっとわかり
やすく，というのは，その電話傍受のところの後でどんなに影響が出てく
るかというのは，後の公判のところでは影響が出てきちゃったんですね。なの
で，やっぱり文字でできるだけ証拠資料というのは見たいなというような印
象があります。

司会者

今の電話傍受の結果というのは，証拠書類という形で法廷で紹介されたも
のですか。

8 番

書類じゃない，画面か何かを見て・・・。

司会者

画面に出てきたものですかね。それをまず調べるときに，何でこれを今
我々は見なきゃいけないんだろうというのは，後のほうになってこないと分
からなかったということですかね。それから，後になって確認しようとした
ときに，ちょっとなかなか思い出せなかったという問題点ですかね。

5 番

私，検事さんという方は，被告の方を悪くするじゃないんですけども，弁
護士さんは私の場合 4 人いらして，1 人の方は自信满满にお話しして，こう
演技つけてやっていたんですけど，あとの 3 人の弁護士さんは何か見てて心
配ってというか，言っていることが，1 人の前の弁護士さんが言いますと，ま
たそれは違うとかって言われると後ろの方にマイク取ってかわるんですね。
私，検事さんのことが正しいんじゃないかなって，こっち，素人ながら見て
てね。そう思ったんですよ。弁護の方は一生懸命弁護しようと思っておっし
ゃってんですけども，それがこっちに伝わらないんですよ。弁護士さんが，
何か，だらだらだらだらお話ししてんですけども，検事さんのほうは簡潔に，

見たとか、あなたは上に立って番をしてたでしょうと、もうすっごく検事さんのあれがすばらしかったと思いました、私は。

司会者

今のところは例えば証人に話を聞くときの場面ですか。

5 番

そうです、そうです。そういうときにやりとりしますよね、検事さんと弁護士さん。何かしどろもどろってというか、弁護の方が若過ぎたのかなと。あのぐらいのことなら私にも言えたんじゃないかなというようなね。感じてね。弁護士さんが、1人の方はすごくもう自信満々なんですよ。年配っていうかね。だからああいうところがちょっとびっくりしました。

司会者

6番さんはいかがですか。結論としては無罪の事件なので、弁護士さんが頑張ったのかな。

6 番

そうですね。弁護士さんが頑張られて、僕が感じたのは、検察官の方がとても残念だったろうなと思うのは、あんなだけ書類が揃ってて、弁護士さんは大体、その、情に訴える表現をなさってて、僕が思ったのは、証拠で決めていくのか、それとも情でいくのかと。その場合はやっぱりこれも言葉が大切だな。その通訳の人たち、そういうのも大切だなということが実感しました。とてもそういう僕の裁判の場合はそういう感じで、証拠が第一優先だと自分で思ってたんですけど、そうじゃないっていうのもあるんだなということちょっと驚きました。

司会者

それは証拠を見る際に、こう見るべきだとか、いや、ここはこうじゃないとかって、法律家のいう説得力とか、そういう部分ですか。

6 番

そうですね。採用，証拠を採用するかしないかということにかかわってくるんだろうと思いますが。

司会者

この証拠はどういうふうに見るべきだという，そういうようなやっぱり法律家の意見が結構重要だったと，そういうことをおっしゃりたいということですかね。

6 番

そうですね。内容として。

司会者

分かりました。ありがとうございます。

1 番

感想としては，その裁判の大まかな流れを何かこうモニターないし黒板ないしに記していったら，みんなも整理つきやすいんじゃないでしょうかね。被告人の方も，もう1年以上前の事件なんで，もうちょっとうる覚えの部分があると思うんです。その部分を何か明確に，例えば何月何日，薬物をどこから入手しました，場所はどどこどと，大まかなその流れというか，場所と日時を記入していったらば，質問の論点というか，しやすくなるんじゃないでしょうか。それだったら割と裁判員の方で初めて来られた方でも，あっ，こういう流れでいっているのか，あっ，じゃ，ここを聞いてみたいなというふうに見えてくると思うんですね。どうしてもその話だけのやりとりだと，自分の先入観もあるでしょうし，いまいちちょっと不鮮明な部分も，もちろん裁判官の皆さんももしかしたらあるかも分からないし，何かこうモニターないし黒板でその状況を書き記していったほうが私は見やすいと思うんですけどね。

司会者

今の点なんですけど，例えば裁判所のほうで，評議，話し合いに入る前に

いろいろ工夫する点はあるかなと思うんですけど、例えば証拠調べに入る前に、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述という、これから我々が言いたいことはこういうことなんです、本件はこういうところが争いになっていて、ここを我々は強調したいんだと、だからこれから証拠調べではここに注目してね、みたいなアピールをするんですけども、そこら辺は余り参考にならなかったですか。

1 番

もちろん参考にはならないんですけども、やっぱりどうしても特別の用語が多かったりなんかして、それがちょっとわかんなかったりとか正直しまして、どうしてもその弁護人側と検事側が、こう、何ていうんですか、こっちが正しい、もちろんそれでいいんですけども、それを我々裁判官の皆さんと一緒に結論出すんですけども、そうですね、例えば懲役何年で罰金幾らで皆さんどう思いますかっていっても、みんなその考え方の基底部がないんで、考えづらいんですよ。手元にあるその、共犯者が例えば何年、罰金くらって……。それを参考にして、そのバランスを見ながら、この人が共犯者、でも自分より手下でとか、ある種この人がリーダー格で、大体6年ぐらだからとか、そういう何かこの図の中での罰金とその懲役の年数を決めなきゃいけないというのが、何かこれでいいのかなという思いもしたんですね。その1人だけの被告人で考えた場合だとこれなんだけども、例えば6年なんだけども、ここの中に入れると6年じゃちょっと長いかなとか、そういうその判断基準というのがやっぱり我々にはないもんですから、どうしても何かこう基準となるものというか、こういう例だと大体このぐらいの年数で罰金が幾らなんだけどもと、まずその年数を決めて罰金を決めるのか、罰金から決めるのか、その辺がちょっと非常に迷ったというか、参加した皆さんもそうだったと思うんですけども、もうちょっとその辺を何か、判断基準というか、分かりやすく基準となるものがあつたらなと思いました。

司会者

今の点は、裁判所のほうでも評議をしていく際にやはりいろいろと工夫をしなければいけないなというふうに思いました。

その他、審理の中身について御意見ある方はいらっしゃいますか。

7番

今のお話、今の1番さんの件に関連してなんですけども、自分の担当した事件のときには、その類似した犯行の事件というのが紹介されまして、それでどういう、こういう類型の事件があるというその例が挙がっておりましたので、そういう点では分かりやすかったと思います。もちろんその個別の事案としての違いというのはありましたけれども。

司会者

ありがとうございました。それは、量刑に当たって、参考となる資料があったということですかね。ありがとうございました。

今、法廷の活動のことについて話題になっていますので、御出席の検事さん、あるいは弁護士さんから何か御質問があれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょう。

横田検察官

きょうは貴重なお話を伺わせていただきまして、ありがとうございます。

私、検察官の立場からお話を伺わせていただいております。途中いろいろとお褒めをいただいたりもしたんですけども、検事にもいろいろありまして、法廷活動がきちんとできているかどうかというのは、本当そのいわゆる精進を重ねていくしかないというふうに思っているところでございます。

皆さんからお話を伺う側だというふうに思っておりますので、検察官のこちら辺はちょっとわかりにくかったんですけども、こういうところはもう少し、さっき8番の方からいろいろお話伺いまして、似たような事件で、御指摘の点などは是正しております、今は名札をつけて、私はだれの役とか、

そういうふうにはやっぱり工夫させていただいているところがございます。分かりにくかったと自覚がありましたものですから、ですのでちょっとそこら辺のところは忌憚のないところをぜひ、今後の糧としたいと思いますので、お聞かせいただければと存じます。

司会者

今の点で、検察官の法廷活動について、もっとこうしたらいいんじゃないかとか、逆にここはよかったんじゃないかというようなところはないかというようなことだと思っております。

8 番

冒頭陳述メモですとか、私の事件のときには、争点は何かということが最初からきちっと明確に図であらわされていたので、それはすごく、すごくわかりやすくて、よかったと思います。

さっき、先ほどは電話傍受の件だったんですけれども、途中の証拠調べのところ、公判の中で、取引の、その日の一日の取引で麻薬が何グラムとか、バーッとやって行って、合計金額が幾ら幾らと、ずっと毎日毎日毎日これだけ取引をしましたというのがあったんですね。最初はずっと聞いていて、私もメモ魔なので、一生懸命メモをとってやっていたんですけど、だんだんだんだん何日も続くもんですから、結局これって何を言いたくて言っているのかなというのがだんだん疑問に思いながらもまだずっとメモをとっていたりということがあったので、できればなんですけど、こういうことを明らかにしたくてこういうというのが、もし最初に説明があればありがたかったかなという気がいたしました。

司会者

私もいろんな裁判員裁判に出て携わってきたんですけども、裁判員の方というのは本当に真面目なので、当事者の立証されようとするのを全て全力で聞くんなんです。全部大事だと思って聞くんなんですけど、実は後からこれはそ

んなに大事じゃなかったとか，もう疲れてもう何か緊張の糸が切れたところにやってくれたことが実は一番大事だったとか，そういうようなことで，何が大事で何が大事でないかという，そこが分かんないまま，もう全力でもって全部耳をそばだてなきゃいけないというのは，非常にやっぱり疲れるし緊張を強いられるというようなコメントをされている裁判員の方々が出ていましたんで，今，8番さんの御指摘に共通するところがあるかなと。

2番

私もやはりイラン人の方のかかわりの麻薬，麻薬ではなくて覚せい剤ですね。そっちのほうの関係の法廷だったんですけれども，やはり電話傍受が本当にわからなくて，ここの中のどれが必要なのかというのでって，時間と，電話番号と，あと誰にそれが電話がいったか，どこで電話したかというようなのが書いてあったんですけれども，それが，その中の，どのところが必要なのかというのが，内容が，これが大切なのか，その時間が大切なのか，そういうところが，後でもってすごく評議をするときにそれがすごく大事なことにかかわってきていたんですね。それなので，電話の内容であれば，この電話の内容についてのこういうコメントをしているというのを明らかにしていただけたらと思いました。

それから，誰の電話かっていうのが複数の携帯を使ってたりとかしていたので，写真でもって何人かの被告とその他のお仲間の写真があったんですけれども，その電話は誰が持っているのかとか，そういうのとかっていうのも一緒に入れていただけたらと思いました。すごくそのときには必死に食らいつくように見てたんですけれども，もう頭が追いつかないような感じでした。

司会者

薬物犯罪というのは，非常に事件によっては登場人物も多いですし，みんな外国人が被告人の事件だと，関係者も全員片仮名だったりして，これ結構大変なんですよ，検察官，弁護士，それぞれ御苦労も多いというふうに思

いますけど、裁判所も含めて、改めて心していきたいなというふうに思いました。

8 番

ちょっと思い出したんですけど、たまたま外国人の方で、私たちのケースって、名前が似ている人がいらしたんですね。本名と通称名と、通称名も1個じゃなかったりするんで、検察の方は、この方は今後こういう風な呼び方にしますっておっしゃってくださるんですけど、弁護士の方と揃えていないので、弁護士は別の名前でもっていただいちゃうと、どっち・・・という、後で分かんなくなってしまうと、できたら法廷の中で、この人はこの呼び名でいって弁護士と検察とお話し合いつてできないのかなってちょっと思いました。

司会者

その点は、裁判所のほうも、法廷で混乱しちゃうからこういうふうに統一しませんかって呼びかけることもできたかもしれませんね。ちょっとそこは事件の内容なので何とも言えないところですけども、登場人物が多いというのは御苦労もあるということですよ。

弁護士さんサイドにも通じるような御意見も結構出たんですけど、何か弁護士先生のほうから御質問ございますでしょうか。

山内弁護士

5 番の方から弁護人の活動についてもいろいろと御指摘いただきましたので、少しお聞きしたいと思うんですが、検察官の活動に比較して弁護人の活動のほうの方が分かりにくいというんでしょうか、そういう評価を受けることがあるんですけども、その評価というのは、例えばそれが表現の方法であったりお話の仕方なのか、それとも、被告人、弁護人の主張している内容そのものが少し理解しがたいということで分かりづらいということなのか、その点をちょっと教えていただきたいということと、あと、弁護人がどういうと

ころをもう少し法廷活動で改善したらもう少し分かりやすくなるなという、そのあたりの御指摘をいただければありがたいと思います。

5 番

弁護士になってまだ浅いんじゃないかなと思うあれもあるんですね。こう読みながら言っているんですけど、それが前の方と通じてないんだか、そうじゃないよというような感じでまた前の弁護士さんが当たる。人数4人もいらっしゃらなくても、2人でも簡潔にこう言えば、弁護士さんも大きい声でぴしっと言えば分かりいいんですけど、検事さんのほうがすごい派手っていうか、もうぴしっておっしゃるんで決め手があるのね。だけど、弁護士さんって、何言ってんだか、だらだらだらだらこれ見て言っているんで、私は、ちょっとこういう弁護士さんもいらっしゃるのかなという何かあれがあったんですね。

司会者

その他の方で、当該事件の弁護人に対する御意見がおありの方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

2 番

私のときには、被告が突然しゃべり出したりしたときがあったんですけども、そのときに弁護人さんと何か打ち合わせをしてないようなことを言ってしまったようなところがあったらしいんですね。それなので、ちょっとすごくちぐはぐになっているのが私たちのほうからすごく見えて、事前にお話をして、通訳の人を介してお話をしたりとかしていらっしゃるんですね、法廷の前には。

山内弁護士

やっています。

2 番

はい。その被告のほうから出た話で、法廷で通訳をしていらっしゃる方は、

すごくわかりやすいとおっしゃっていたんですね。この人の言っていることはそのとおりだというふうにおっしゃっていたんですけども、その前にお話をする時点での通訳の方は、あの人は全然、自分の言っていることを言っていなかったみたいな、ちょっと不満みたいなのをちょっと聞いたんですけども、そういうふうなところで、通訳の方に関してとかってというのは、複数やはりいらっしゃるんだと思うんですけども、やはりこれからイランとか、そっちのほうとかも多くなるのかなと思うので、そういう方面の方の、そういう方向性を強めるというか、通訳の、やっぱりあの何か全然、イランの本国の方と日本で住んでいる方との通訳だとやはり感情的なものとかっていうのも違うと思うので、やはり本国のほうのそういうような方を起用していただいたほうが、後でもってすごくスムーズにいくんじゃないかと、ちょっとそれは後でみんな話していたことでした。

司会者

裁判における通訳の問題は、裁判所が任命するものですから、そういう意味では今の御意見は裁判所への課題ということでもあると思いますので。ただ、裁判所でも一生懸命優秀な通訳を確保するように努力をしておるんですが、やはり、なかなか、ちょっと被告人との相性の問題などがあるようなときもあるようで、あるいは日本の中にも方言があるように、どうもいろいろ外国人の方の本国でも方言があったりして、なかなか難しいところはあるんですが、ただそこら辺も裁判員の方々をお迎えしてしっかりしなきゃいけないということで努力はしております。

7番

弁護人の方が質問していくときに、自分の印象では、検察側よりも踏み込んでいないというか、被告人の話というのをもうちょっと絞ってやっていったほうがよかったなと思いました。というのは、被告人はどうしましたみたいな形の質問が多くて、もうちょっと、これは裁判所が、これはその質問に

対して異議となえることがあることもあると思うんですけども、ある程度、もう先に被告人に対する質問というのは決まっていると思うので、もっと被告の話は絞るようにしてほしかったと思いました。

司会者

それは、もうちょっと具体的な発言を被告人から引き出すように質問の仕方を工夫しなければいけないという、こういう御意見なんですかね。

7 番

はい、そうです。

1 番

どうしても外人というのものもあるのかもしれないですけども、その聞いた質問と返ってきた答えが余りにもちぐはぐだと、何か聞いている側もどンドン集中力もなくなってきましたし、ある種何かここがちょっと聞きたいなという部分は、イエスなのかノーなのかという聞き方はもしかしたらいけないのかもしれないですけども、イエス、ノーでどちらかで、で、理由は、っていう感じにしていただけると、何かもうちょっと話が見えてくるかなと思ったんですけども、非常に、でも弁護士の方も真実を導き出そうとして御苦労なさっているのもひしひしと伝わってきているので、これからも頑張ってください。

司会者

最後は何か励ましのお言葉を頂戴しましたが、ちょっとここで、実は次回も同じような形で違う方々をお迎えしてやるんですけど、次の司会を担当する齊藤裁判長のほうで何か質問ありますか。

齊藤裁判官

質問ではなくて、やっぱり皆さん参加された事件、もともとね、長くかかるといのは、事実が多いとか、関係者が多いとか、争点がすごく複雑だとか、難しい事件なんで、やっぱり本当に御苦労が多かったんだなというふう

に思いながら聞いていました。

質問ではないんですけど、さっきの通話の記録とか、いろんな薬物の販売の記録が非常に長くて、恐らく後のほうになってくると、例えばこの証人にこのときの話を聞きたかったんだとか、何日間かにわたってこれだけの金額を取引していることが大事なんだとか、きっとそういう種明かしというか、意味はあったと思うんですね。そんなところをきっと我々のほうも、最初に全部だあっと説明するのがよかったのか、あるいはそのときのポイントをきちんと後で証人に聞くときとか被告人に聞くときにもう一度繰り返しておけばもう少し解消したのかなとか、そんなことを思いながら、私、聞いていました。ありがとうございました。

司会者

もう少しお伺いしたいところがあったんですが、大分時間もたってまいりました。

この場には報道機関の方もおいでいただいていますので、もし御質問があれば承りたいと思いますが、今日話題に出たことに関連して聞いていただくと一番ありがたいなというふうには思いますけれども、それ以外でもお聞きになりたいことがあれば、どうぞ。

A社甲記者

すみません。A社の記者の甲と申します。本日は貴重なお話をありがとうございます。

先ほど3番の方もおっしゃっていたかと思うんですが、ちょうど審理に参加されている最中はお酒も断たれて、御家族とも家に帰ってもお話をしないようにされたとおっしゃっていましたが、裁判員を経験してしばらくたって客観的に少し見てみて、評議やその事件の内容を他の人に話すことはできない、評議の秘密を守らなければいけない義務を課されていると思うんですが、その辺りについて、何か不自由に感じたり、相談が必要だなと感じ

たりしたことはあるかどうか、御意見がある方からお伺いできればと思います。

5 番

私はね、裁判員裁判に受かったって言ったら、「えー、何にも言っちゃいけないんだろ」、「言っちゃいけないんだろ」って、そう言っただけで誰も聞かないですね。秘密なんだろうということもね、それ言っちゃいけないということ、知っているみたいですよ、皆さん。だから言わなかったんですけど、別に重荷にも何にもなりませんでした。

2 番

私も別に重荷にはなりませんでした。ただ、いろいろな会合とか、そういうのの欠席の理由とかっていうときに、今、裁判員で行っているということを書いていいのかいけないのか、というようなところでちょっと迷いましたけれども、特に内容についてはそれほどの負担はありませんでした。

司会者

今の点、ちょっと補足的に説明しますが、裁判所からは、裁判員である間は自分が裁判員であることを積極的に広めていただくというのはちょっと御遠慮いただきたいというお願いはしています。

ただ、御家族とか職場に、裁判員だからお休みをすとか、あるいは裁判員だからということでスケジュール調整をする。それが必要な限りでの情報を明かしていただくことはもう問題ないというふうに御説明をしておるところでございます。

B 社乙記者

B 社の乙と申します。きょうはお忙しい中、どうもありがとうございます。最初のところで5 番さんや6 番さんも言及されていたかと思うんですけど、事件そのものを報道である程度御存じだったというお話をされていたかと思

うんですけど、やはり、確かに評議というのが長くなる事件というものは、それだけに報道で既に事前にかかなりの量がされている部分とかもあると思うんですけど、報道によって、今回そもそも公判を見るに当たってとか評議に当たって、影響を受けた部分があったのかという点と、我々のその報道の仕方について、こういった点が改善したほうがいいんじゃないかという点について、5番さん、6番さんだけに限らず、何か御意見ある方がいらっしゃいましたら聞かせていただいたらと思うんですけど。

5番

私の場合は新聞に載ったのを偶然見たんですね。で、それをもう忘れていますよね、見たのは覚えているんですけど。それでこの裁判員に受かりまして、それだったんで私びっくりしたんですね。ああ、あった、ああいう事件がっていうことなんですけど、別にどうっていうあれはありません。

B社乙記者

先入観があったりとかそういうのは、やっぱりこういうのはもう犯人だ、例えば犯人なんだっていう、もうそういう先入観が影響したとか、そういうのは・・・。

5番

ないです。先入観というのは、ほら、中国人の方だったんで、全然それは分からなかったですね。それは見ましたけどね、新聞で。

3番

さっき少し触れたんですけど。私の場合はその事前の報道を知らなかったんで、逆にその裁判が始まって、さっき申し上げたように、そこで得られる情報って、限られているので、もっと違う情報が世の中にあるじゃないかと、この事件に関してっていう思いが一瞬よぎったりもしたんですけど、やはりその評議の席で裁判官の方々からもいろいろお話を伺っていたりだとか、あとは先ほどお話があるように、弁護人は弁護人でその証拠をもとに、検察官

は検察官で証拠をもとに話はあったですし、弁護人は弁護人で被告の話を聞いてそれを話しているという中で、やっぱり自分はそれを考えて調べる役割ではないので、逆にそういう余分な情報ってやっぱり、さっき先入観って言われたように、をもちっやいけないのかなと思ったので、逆にその情報を集めることをしないように努力しようというふうには思いました。

なので、我々のメンバーの中でも、その事件に関してはあんまり情報を集めないでおこうねと。だけど、かかわっている人たちの情報は集めたいねって。例えば裁判官の方がどういう経歴を持ってみえるかとか、そういう傾向はつかんでおこうねっていう。自分たちを左右する一番大きな要素なので、そういう情報は裁判員同士で情報交換していました。

あと一個だけ。被告の名前ってなかなか忘れないなと。嫌ですね、これね。ちょっと忘れかけていたんですけど、きょうここに来てこれを見なくても、急に評議室に入ったら思い出しちゃいました。これいつになったら忘れられるんでしょうね。

すみません、関係ない話でごめんなさい。

司会者

その他、報道についての、何ていうか、一般的な御注文でも結構ですけども。

5 番

私、六法全書が気になりまして、裁判長の方に、「六法全書ってすごいですね。皆さん頭のいい方はこういうのを全部読んであれするんですね」って言ったら、「いいえ、常識がこの六法全書に書いてあるんだ」って。難しいんじゃないんですって。常識が本に書いてあるんですよって教えていただいて、まあそうなの、常識が書いてあるっていうことを教えられました、私。

司会者

いやあ。うまいこと言いますね。

ほかに報道の方から御質問がありましたら、どうぞ、お尋ねください。

A社甲記者

今お話の中で大体細かい点、個別の点はいろいろ出ていたんですけども、いろいろ御自身が経験された事件やそうでない裁判員対象の事件なんかも、その後報道等で多分興味を持ってごらんになっていただいているかと思うんですけども、その中でこういうところはこう改善すべきなんじゃないかとか、例えば自分の体験したこういう事件はちょっとまあ辛かったので余り市民が裁くのにふさわしくないんじゃないかと思ったりですとか、審理の期間の話もありましたけれども、何かお話し足りない点というかで、ここをもうちょっとこう変えていったらいいんじゃないかと思われる点があれば言っていたらと思うんですが。あれば結構です。

司会者

どうぞ、そういう意味では裁判員制度の今後のあり方について、御意見ございましたら、何でも。あるいは、これから裁判員になる方へのメッセージでも結構です。

6番

裁判員になるのであれば、なるべく外人の裁判じゃないのが望ましいです。同じように、できたら自分の常識範囲のもので考えられる裁判員だったらよかったなと思います。

2番

一番最初のところに戻ってしまうんですけども、私たちがくじで選任されたときに、これからどういうようなことをやればいいのかというのは一応見せていただいたんですけども、あれですね。ビデオがありますよね。あの裁判員制度という広報で流しているビデオがありますけれども、そのビデオをぜひ次の方たちに最初の人に、せっかく作ったので、見せていただけたらと思いました。どういうような形のことをどういうふうにやるのかと

いうのを、やっぱりああいうような物語形式みたいなので見たほうが、流れとしては分かるのではないかなと思いました。

それとまたちょっと話が変わるんですけども、量刑についてですけども、私たちが、これは有罪か無罪か、で、これがどれぐらいの量刑に当たるかっていうのが、全く素人なので基準が分からないんですね。だからその量刑に関してはどこら辺の基準に当たるかというのは、裁判長さんたちに、ここら辺のこういうようになっていう、他の事例がこういうのがありますっていうので教えていただいたんですけども、まあ、ちょっと私としては、有罪、無罪というのは分かりますけれども、量刑に関しては、できれば、陪審員とかそういうような外国のほうでもそういうのありますよね。有罪、無罪は決めるけれども、量刑に関しては裁判官が決めるという、そういうような方向にいていただければ、もっと裁判員をやってもいいよという方も増えるんじゃないかなと思いました。

司会者

今の日本の制度では、裁判員の方も含めて、裁判官も入って、有罪、無罪かと、それから有罪であるとしたら量刑はどのくらいかというのを決める、そういう制度になっています。裁判所のほうでも、やはり市民の皆さんとちゃんとしっかり話し合っ、て、量刑についても市民の皆さんの理解を得た上で結論が決まるようにということで、どういうふうにしたら皆様に量刑の考え方というのを理解していただけるかとか、あるいはどのようにその際評議を進めていったらいいかということについても一生懸命研究を進めて、大分いろんな工夫もなされているところです。今の御意見は、今後の制度のあり方について御示唆を頂戴したというふうに思います。

1 番

薬物で懲役何年というのはまだわかるんですけども、これが例えば殺人事件で極刑なのかという、もう本当に究極に迫られたときに、もう本当に、

最終的には多数決で決まるとは思うんですけど、日本には終身刑というものはないですから、もちろんその被害者の方の立場、あらゆることを総合して本当に悩むと思うんですね。そういうときにやっぱり裁判員の人というのはかなりのストレスというか、プレッシャーというか、判決が出た後も相当一生悩むと思うんです。その辺の、何ていうんですかね、今後のあり方というか、考え方というのが僕は課題だと思うんですけどもね。

司会者

ありがとうございました。もう私のコメントできるはるか上の問題になってしまっているんですけども。ただ、やはりどんな事件でも、小さな事件でも、重い事件でも、先ほど申し上げたんですけど、判決書きを読むと、本当に皆さん真剣に取り組まれているんですよ、裁判員の方々。小さな事件でもいろんな負担もあり、あるいは心理的な葛藤もあり、その中で結論を出していただいて、皆さんプレッシャーもあると思うんですけども、逆に、それだけの精力を皆さんに傾けていただいているからこそ、この制度の判決というものの価値というのが高いんだと思うんですよ。そういう意味では、本当に皆さんのように裁判員制度に協力をいただいて、実際に裁判員を務めていただいているという方々には本当に頭の下がる思いです。

7番

できましたら、小冊子みたいなのを、裁判員になって一番最初の日に小冊子みたいに、争点は何だとか、冒頭陳述は何だとかここで全然知らない人間がわかりやすいIT辞書みたいなものを、小冊子みたいなのを一番最初に付け加えていただくと、審理ってこういうことなんだ、評議ってこういうことなんだというのが、裁判中物すごくそういういろんな言葉が出てくるので、そういうのがあったらとてもいいかなと思いました。

司会者

裁判員の候補者になったというときに、いろいろと資料はお送りさせてい

ただいているんですけど，なお工夫が必要というふうな御意見というふうに承りました。

8 番

最初に裁判員に選ばれたときに，資料って見るけど，もう一回抽選があるから，どうせ自分は抽選に受からないだろうぐらいの気持ちで臨んだんですけど，結局当たっちゃった。なって，えっと思ったんだけども，初日から法廷のほうも行くという。そこも何となく自分もえっというところがあってすごくびっくりしたんですけれども，その一番最初の印象として，私はたまたま抽選で当たっちゃって裁判員になってしまった人間と，仕事として，それを自分の職として臨まれている人と，仕事としてやっている裁判官であるとか弁護士さんであるとか検察官とは，やっぱりちょっと違うんじゃないかなって思ったんです。

何を言いたいかっていうと，やっぱり一番最初に入ったとき，結構思ったよりも傍聴席がいっぱい人がいたのでびっくりしたんですね。この，たまたま自分がやったのがそんなに事前に報道されているような事件ではなかったんですけれども，別のところではとても報道機関が注目する事件を何かどうもやっていたらしくて，もし自分がその事件に当たっていたら，あの裁判にはあの人がかかわっていたんだってということが分かってしまうというのが何となく嫌だったんですね，最初は。

それを考えたとき，今こっだけ機械があれなんだから，別室でその様子を見ながら私たちは判断をし，いろんなことを，例えば質問するにしても，後でこういうところを聞いてくださいということもできるだろうから，別室でテレビ画面か何かで見ながらやることだってできないんだろうかって実は思ってたんです。

実際に臨んでみると，被告人の方の様子が，ずっと泣いていたりとか，いろんな法廷での様子を見て，やっぱり心を動かされる部分もあったり，意外

とあっさりと涙が引いて、あらって思うときもあったり、そういう空気感というか、その様子もやっぱり影響があって、その場にいなきゃ伝わらないのかなとも思ったりもして、その葛藤がちょっとあったんですけれども、もっともっと機械なんかは整備されてくるようになったら、別に裁判官と同じランクに裁判員がいなくてもできるじゃないか、できるようなやり方もあってもいいんじゃないかな。特に死刑なんかのところを殺人か何かで評議しなきゃいけないとき、あの人たちがたよねと、あの人が裁判員だったんだよねっていうのがちょっと辛いかなんていうことは思いました。以上です。

司会者

ありがとうございます。裁判員の方々の負担をいかに負担感を取り除いていくかというのは、いろんな課題があるということはよく分かるところであります。

ただ、モニター越しというのは、証人が本当に大勢の聞いている中ではちょっと証言できないとか、そういう場合にはあるんですけれども、今のところの法律の制度としては、裁判官、裁判員、裁く側が直接法廷で同じ空気を吸う中で判断していくというのが原則になっておりますので、御意見を実現するには、少し法律的な課題になってくるかなというふうに思いますね。

1 番

もちろんそれは望ましいんです。もういろんなプレッシャー考えたら、何かモニターで見るというのも非常にいいと思うんですけども、私、参加させていただきまして思ったのが、やっぱりあの空気を感じて、自分が被告になんないよという戒めの意味も含んで、私はあそこの裁判官と同じ席に座らせていただいてよかったと思うんですね。今度やっぱり、いざ自分が事件に巻き込まれるかもしれないし、事件を起こす可能性も存分にある。その心がけというか、強固なものに正しい方向にするという意味で、あえてあそこの空気にいるというのは、私はいいと思うんですね。

司会者

ありがとうございました。どちらの意見も説得力あって、ちょっと今日のところはこの辺にしたいと思いますが、最後に何かぜひ言い残しておきたいことがある方、いらっしゃいますか。

3 番

さっき、評議室寒いですねとかってさっきおっしゃってましたよね。夏場だと暑いのかなと。快適な評議室を……。いや、別に私が行ったとき快適じゃなかったわけじゃないですけど、シーズンがよかったんでそんなに問題なかったんですけど、夏は大変ですっていうのをさんざん伺っていたので、そういう大変な人たちもいたのかなと。

司会者

大変貴重な御意見でございますが、一方で、裁判所も節電にこれ努めておりまして、本当に国の貴重な予算を無駄遣いしない範囲で頑張っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日のところはここまでとさせていただきます。裁判員の経験者の皆さんですね、本当に貴重な御意見、あるいは貴重なお時間、頂戴いたしましてありがとうございました。

以 上